平成２３年（フ）第５８９号
高知県土佐市蓮池826番地10
債務者　植田なち子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１４号
高知県香南市野市町東野1787番地１
債務者　國吉　満男
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１７号
高知市上町４丁目９番14号　鏡水団地13号
債務者　宅間　絵理
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７７号
青森市大字久栗坂字浜田89番地12　熊谷アパート６号
債務者　中新田　豊
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１００５号
仙台市青葉区福沢町５番41―603号
債務者　齋藤　範雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４４号
仙台市青葉区上杉４丁目３番５―303号、従前の住所仙台市太白区金剛沢１丁目９番28号
債務者　木崎　和吉
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
福島県南相馬市鹿島区西町１丁目113番地
債務者　佐藤　義幸
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第５３７号
茨城県常陸大宮市野口2245番地の３
債務者　松澤たか子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５６５号
茨城県桜川市友部1524番地４
債務者　千葉　昌雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５６８号
茨城県水戸市吉沢町１番地の１　マリッジハイツＡ棟101号
債務者　米谷喜美雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５７５号
茨城県常陸大宮市国長837番地の１
債務者　岸　　壽勝
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５９０号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅306棟４―５号
債務者　高橋　恵美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
茨城県日立市諏訪町１丁目１番13―201号
債務者　鈴木　修治
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２５２号
茨城県つくば市菅間448番地
債務者　藤田なを子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８９号
茨城県つくば市花畑１丁目５番地７　サンライフ関Ｂ棟102号
債務者　外山　志穂（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２９４号
茨城県土浦市中村東２丁目15番４号
債務者　武田　芳昭
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４号
富山県射水市大門365番地
債務者　吉水　　博
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第４９１号
石川県河北郡内灘町字大清台262番地
債務者　髙多　健一
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
金沢地方裁判所